

資料 1

国水河計第 78 号
平成 31 年 1 月 29 日

各都道府県知事・政令指定市長
各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長
独立行政法人水資源機構理事長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長

「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について

「水防災意識社会」再構築のための取組は、平成 27 年関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川で、ハード・ソフト一体となって進めてきました。このようない中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月 20 日に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめ、国、都道府県、政令指定都市の管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進しているところです。

今般、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されました。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、緊急行動計画を改定して、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実を図りました。

緊急行動計画に基づき、「水防災意識社会」を再構築する取組をより一層、充実・加速化されるようお願いします。

また、都道府県知事におかれましては貴管内の関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体にも、その旨周知方取り計られ、水災害対策に万全を期せられるようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・協議会に利水ダム管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置
- ・多様な主体による被害軽減対策に関する事項
- ・市町村行会等の施設関係者への情報伝達 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の応答等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については協議会で共有
- ・設備管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・要配備者利用施設における避難確保:避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機能連携タイムライン:多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域 ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供:ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関する住民等への周知 等
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- ・防災教育の促進:防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成 支援に着手
- ・共助の仕組みの強化:地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保:マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消:ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

(3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備 国管理河川ににおいて、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策:人命への著しい被害を防止する砂防堤・逆砂堤、河漫断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策:樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策:堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保:ダム再生を推進、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保:インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸埋立等の整備

(4) 洪溢水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ①水防体制に関する事項
- ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等
- ②多様な主体による被害軽減対策に関する事項
- ・市町村行会等の施設関係者への情報伝達 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の応答等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については協議会で共有
- ・設備管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(5) 防災施設の整備

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進:事前防災対策として地方公団体が実施する「他事業と連携した対策」「根本的対策」「大規模事業」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化:大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組二覧

これまでの取組(2018年12月まで)

今後の進め方及び検証目標等

(1) 地域機関の連携体制

| 実施する事業 | これまでの取組(2018年12月まで) | 2019年出水期までの取組 | 今後の進め方及び検証目標等 |
|------------------|---|--|--|
| 【(1) 地域機関の連携体制】 | | | |
| 【(1) 都道府県管轄河川共通】 | <p>【国・都道府県管轄河川共通】 *地域で発生する災害の状況や直面する災害リスク等を踏まえ、必要な対応方針を定め、各河川管理者、市町村等が河川の管理責任者に連絡情報を交換し、必要に応じて、協議会を開催して対応方針をフォローアップし、必要に応じて情報発信等を適宜実施。</p> <p>【大規模氾濫対策協議会の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> *2016年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会実現方針」として、「改正水防法に基づく組織化された河川の取扱い規程を設置し、取扱内容を地域の取扱方針としてとどめ。 *2018年12月までに、改正水防法に基づく128協議会を設置済。 <p>【都道府県管轄河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> *土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先導的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、定期協議会などの連携強化。 | <p>【国・都道府県管轄河川共通】 *改正水防法に基づく組織化された河川の取扱い規程は、送付の協議会は、運営会の実効性が生じた場合等、運営会の取扱方針の見直し。 *協議会等の議を用いて取組内容等について取組の取組をフォローアップし、ハードソフト引き続き、協議会で課題問題の取組をフォローアップし、ハードソフト実施の啓発、改進会で課題問題の取組をフォローアップ。</p> <p>【(2) 沿岸河川、流域計画等に関する取組】</p> <p>① 沿岸河川、流域計画等に関する取組</p> <p>【国・都道府県管轄河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> *2018年2月までに99水系に係る全ての治水予報河川及び水位監知河川の治水町村等でホットライン情報を。 *洪水時にむける河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築) <p>【都道府県管轄河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> *都道府県管轄河川におけるホットラインの運用が「ドライバー等」を作成・通知。 *協議会の情報を活用し、2018年6月までに、全ての洪水予報河川及び水位監知河川の治水町村等とホットライン情報を示す。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> *2016年1月に地盤・都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 <p>【国管河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> *2017年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。 <p>【新潟県管轄河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> *2016年3月に地盤・都道府県に対して「水害対応タイムライン(防災行動計画)」についてを通知。 *2018年12月までに、治水予報河川及び水位監知河川の治川等でが「全国の土地整理に関する行動計画の事例を収集し、運営会等の場を活用して、その取組を共有。 <p>【大通】</p> <ul style="list-style-type: none"> *2016年3月に地盤・都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)」作成・活用指針(初版)」を通知。 *2018年12月までに、治水予報河川及び水位監知河川の治川等でが「全国の土地整理に関する行動計画の事例を収集し、運営会等の場を活用して、その取組を共有。 <p>・多機能連携型タイムラインの拡充</p> | <p>【国・都道府県管轄河川共通】 *毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認、洪水対応訓練や連絡体制を確認等を通じてタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。</p> <p>【(3) 沿岸河川、流域計画等に関する取組】</p> <p>② 沿岸河川、流域計画等に関する取組</p> <p>【国・都道府県管轄河川共通】 *毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認、洪水対応訓練や連絡体制を確認等を通じてタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。</p> <p>【(4) 都道府県管轄河川共通】 *水害に対する警戒体制を確立して、河川管理者は洪水外での訓練を実施し、市町村は関係機関と連携して避難計画等を実施して、明らかにになった課題等を踏まえ、避難訓練の実行基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p> <p>【(5) 都道府県管轄河川】 *2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。</p> <p>【(6) 土砂災害における警戒訓練体制を強化し、住民の認識に資する】 *市町村は関係機関と連携して避難計画等を実施して、明らかにになった課題等を踏まえ、避難訓練の実行基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p> <p>【共通】 *先行実施の状況等を踏まえ、必要に応じて「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」にプロトコルタイムライン策定の考え方を反映させることなどの見直しを実施。</p> <p>・主な都市部を含むエアリニアにおいて、プロトクル機能連携型タイムラインを順次展開。</p> |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

| 実施する施策 | これまでの取組(2018年12月まで) | 2019年出水期までの取組 | 今後の進め方及び検査目標 |
|--------------------------|---|---|---|
| ・水害危険性の周知促進 | 【都道府県管理河川】 ・2017年3月に都道府県に対して「水位警戒河川等の指定促進について」を提出。 ・水害危険性の周知促進 ・ICT等を活用した洪水情報の提供 | 【都道府県管理河川】 ・2017年12月改定し、都道府県に「水位警戒河川等の周知の実施状況を確認するため、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。」 【国・都道府県管理河川共通】 ・政策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を行った。 ・「流域を日進で、町内村の役場等に係る河川内の、港在、米船在、米船在位等の情報を把握する方法を活用して、港水整定期定(500河川)が実現している。」(500河川とあります約2,500河川で水害危険性を周知。) ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。 | |
| ・危険レベル警戒レベルによる災害情報の充実と整備 | 【国・都道府県管理河川】 ・2016年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サブページも掲出開始。(GMSによる強制位置表示機能の追加、河川監視用カメラの映像のフォローアップを実現) ・2018年5月に「川のライフレイク」(提供開始等) ・2018年6月に「生民自らの行動」に格ひく水害・土砂災害ハザード・リスク情報を載せるプロジェクトでメディア要請の直前についでしまど か。 【国・都道府県管理河川共通】 ・生民自らの行動に伸びつく水害・土砂災害者ハザード・リスク情報と共に、都道府県が活用した全体會議の紹介、河川監視用カメラの映像のフォローアップを実現。 ・水害・土砂災害警戒情報の記入欄、内容や情報提供サイト等について、内音や用語が分かりやすいほか、配信伝達性であるマスメディアから情報発信者である行政関係者と情報運営者と情報運営者であるマスメディアに連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。 | 【国・都道府県管理河川】 ・危険レベル警戒レベルの導入に関する意見を聞き取り、洪水予報及び水位警戒情報の発表形式の見直しを行い、実装情報の参考となる蓄積レベルの発表形式の見直しを行い、実装情報の参考となる蓄積レベルの発表形式にて運用。 ・都道府県警戒レベルの発表時のためのガイドなどを情報を明確化し、これからの行動について適切なタイミングで緊急連絡メールを配信する。 ・送報事務や活動開始の際の情報の発信のためのガイドなどを情報を明確化し、これからの行動について適切なタイミングで緊急連絡メールを配信する。 ・水害・土砂災害による災害情報を掲載。 ・水害・土砂災害による災害情報を掲載する経験連絡メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配色文書を作成し関係者間で共有し、自治体等にも周知。 【砂防】 ・危険レベル警戒レベルを踏まえた土砂災害警戒情報を見直し、運用。 ・参考となる参考文書を見直し、運用。 | 【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年5月に全100水系の洪水予報指定河川で洪水情報のアラート・警報情報を運用開始。 ・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整備 |
| ・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 | | 【国・都道府県管理河川】 ・洪水警戒や堤防等の施設について住民等への周知を実施。 ・防災施設の機能に関する情報提供の充実 | 【国・都道府県管理河川】 ・ダムや堤防等の施設について住民等への周知を実施。 ・ダムや堤防等の施設に対する解説の充実 |
| | | | 【国・都道府県管理河川】 ・ダムや堤防等の施設について住民等への周知を実施。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を取り、調整が整ったダム等から販売開始が必要なダムは、関係機関と調整し、関係者が乗ったダムが販売開始。 |
| | | | 【国・都道府県管理河川】 ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改悪、河川水位情報等の活用など、住民の意識行動につながる情報提供について、河川管理部門や運営局共同で実施。 |
| | | | 【国・都道府県管理河川】 ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改悪、河川水位情報等の活用など、住民の意識行動につながる情報提供について、河川管理部門や運営局共同で実施。 |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

| 実施する施策 これまでの取組(2018年12月まで) | 2019年出水期までの取組 【消防】 ・2群組織ににおいて、スキーマークラインを公表。 ・土砂災害警報情報を補足する情報の提供 ・避難計画作成の支援ツールの充実 | 【消防】 ・スキーマークラインの公表等の土砂災害警報情報を補足する情報に間に合わせ、緊急スキーマークラインの公表等を実施。 【田管】 ・避難計画作成の手引きを公表。 ・避難計画作成の支援ツールの充実 | 【消防】 ・スキーマークラインの公表等の土砂災害警報情報を補足する情報に間に合わせ、緊急スキーマークラインの公表等を実施。 【田管】 ・河川監理河川における計画燃焼の潜水燃水認定区域を浸水ナビ(地点別浸水シミュレーションシステム)に実装。 【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけでも避難者を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討、調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の先生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国・都道府県管理河川】 ・2020年度までに隣接市町村等への巡回避難体制を構築。 【田管】 ・田管監理河川における先行事例の医知など技術的な支援を実施。 【国・都道府県管理河川、消防共通】 ・2016年6月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を決定し、広報誌に掲載する基本的な考え方を記載。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年6月までに全47都道府県で「要配慮者利用施設への詰明金の解説」 ・2017年6月に「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」を改訂、「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」を作成するところに、「木暮書+土砂災害による避難確保計画作成の手引き」も作成する。 ・2017年6月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂。 ・2017年6月に、「避難確保計画の作成について」、「消防計画・等の既存の計画に沿った場合の留意事項をどうのが好ましいか」、「内閣府、厚生労働省、県、市、施設管理者等による避難確保計画作成の手引き」、「モニタリング」、「モデル指针」を作成。 ・2017年8月に、「内閣府の留意事項を踏まえ、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成」、「モニタリング」、「モデル指针」を作成。 ・2018年3月に、「内閣府の留意事項を踏まえ、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成」、「モニタリング」、「モデル指针」を作成。 ・2018年9月に、「内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等による避難確保計画の作成」、「モニタリング」、「モデル指针」を作成。 ・2018年9月に、「内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等による避難確保計画の作成」、「モニタリング」、「モデル指针」を作成。 ・2018年9月に、「内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等による避難確保計画の作成」、「モニタリング」、「モデル指针」を作成。 【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに对象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が済み、避難訓練を実施。 ・年齢層別計画の作成が済み、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・津波防護計画面作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを作成。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年12月までに隣接市町村における知見を踏まえて「津波計画の企画及び議論マニュアル」を改訂。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で津波会プロジェクトの取組を拡大。 |
|-------------------------------|--|---|---|
| 実施する施策 これまでの取組(2018年12月まで) | これまでの取組(2018年12月まで) | これまでの取組(2018年12月まで) | 今までの取組(2018年12月まで) |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する組織

これまでの取組(2018年12月まで)

2019年出水期までの取組

今後の進め方及び候補目標等

②平時からの生産等への音知・検査・訓練に関する事項

| | | |
|---|--|--|
| | | |
| 【田・都道府県管理河川共通】 ・2015年7月に認定した既大規模の整備に係る基準を告示。 【河川監理河川】 ・2017年6月までに全109水系において作成・公表済。 【都道府県管轄河川】 ・都議会等の議定区段図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の範囲による浸水想定区段図等の作成・公表」に記載。 【下水道】 ・2015年9月から「水防法等改正」に伴う下水道雨水対策の施設に向けた「雨水点検基準を定めたダムが建設次第、漏水检测工事を作成・実施議会等の場を活用して、作成・公表実施状況を確認。 【下水道】 ・2016年4月に内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)を公表。 【沿岸】 ・各都道府県の業務目標及び達成指標を公表。 ・土砂災害防止規制基本作針」を改訂 【海岸】 ・沿岸等防災・減災・国土強靭化のための3か年緊急対策に基づき基盤調査の早期完了を促進。 ・台風災害防止等社会課題を認識し、先進的な取組事例を共有。 【流域】 ・流域府県担当者の情報連絡会議の開催、海岸部・国統所担当者による定期相談の実施、流域府県が行うは付委員会への委員等の立場での参画等により、流域府県への助言を実施。 ・都道府県担当者の業務目標、都道府県が行う係員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・緊急点検の結果を踏まえた通知等による早期指定の働きかけを実施。 | 【河川・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関する情報をや住民周知の方方に於いて講習会ある箇所にて約100ダムで実施。 ・毎年、留保金に於いて、作成・公表実績状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・2020年度までに、認定既大規模の降雨による浸水想定区段図が未作成の約150市町村について、作成・公表。・毎年、留保金に於いて、認定既大規模の降雨による浸水想定区段図の作成を概ね完了。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水による地下版を有する地区を有する約20市町村共同体に於いて、認定既大規模の降雨による浸水想定区段図の作成を概ね完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに、土砂災害警戒区域の前線となる基盤調査が完了の約40,000箇所について、基盤調査を完了。 【流域】 ・都道府県担当者の情報連絡会議の開催、海岸部・国統所担当者による定期相談の実施、流域府県が行うは付委員会への委員等の立場での参画等により、流域府県への助言を実施。 ・2018年の緊急点検会議が行なわれた際、未公表の海岸・都道府県のうち、直前の公表が無い約30海岸・都道府県に於いて、公表を断り完了。 | 【河川・都道府県管理河川・救助共通】 ・ハザードマップの作成や住民説明等に於ける市町村の取組に於いて専門家による支援を実施。 【河川・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、小普ハザードマップの作成、周知及び訓練等による支援を実施。 ・協議会等の場を活用して、小普ハザードマップの作成、周知及び訓練等による支援を実施。市町村における手引きを公表。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水による地下版を有する地区を有する約80市町村について、作成・公表。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水による地下版を有する地区を有する約20市町村共同体に於いて、認定既大規模の降雨による内水ハザードマップの作成を概ね完了。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害のおそれがある市町村のうちで土砂災害ハザードマップを作成の約250市町村に於いて、作成完了。 |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

| 実施する施設 | これまでの状況(2016年12月まで) | 2016年出水期までの取組 | 今後の進め方及び目標日程等 |
|-------------------------------|--|--|--|
| ・浸水警報等の周知 | 【国・都道府県管理河川】 「都道府県管理河川」に対し浸水警報等の記録・周知の方法、留意点等について明確な基準を提出。 ・2017年度中に被験金の導入において各種成長が既に保有する浸水警報等を用いた水害リスクの開発の取組について、事業者等が河川やダム等の施設を活用し、流域会等の団体を共通し、市町村に方に置いて速やかに住民等に周知。 | | 【都道府県管理河川等】 毎年、流域会等の導入について、毎年、年度末等の状況を確認・共有。 |
| ・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実 | 【国・都道府県管理河川等】 ・2018年6月に、「ハザードマップポータルサイトの「重なるハザードマップ」を掲載。 ・2018年10月に、「おける洪水想定区域(地図)における洪水想定区域(地図)」を掲載。 ・2018年12月に、「重なるハザードマップ」で土地分権基本調査の10万分割地形分権を掲載。 ・2018年12月に、「わがまちハザードマップ」のリンク先情報をCSV形式で掲載。 | 【国・都道府県管理河川等】 ・公表及び通知等データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域等、高瀬水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。 | 【都道府県管理河川等】 ・公表及び通知等データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域等、高瀬水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。 |
| ・災害リスクの現地表示 | 【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年8月に、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 ・2018年9月までに、まるごとまちごとハザードマップを181市町村で実施。 【移行】 ・2018年12月に、「土砂災害警戒等について現地へ事務連絡(土砂災害防止法に基づく書類送達)体制の充実・強化等について」を通知。 | 【国・都道府県管理河川共通】 ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の導入実績を紹介。 | 【下水道】 ・内水の浸水リスクについて、関係機関と連携し、まるごとまちごとハザードマップの実施を推進。 |
| ・防災教習会の促進 | 【国・都道府県管理河川】 ・2015年11月に、「文部科学省による防災教習会」と連携した防災教育の取組について、「防災・河川防災教育(优先実施)」に係る取組の強化について」を作成。 ・2016年度より、教育関係者等と連携して、総務省防災教習会実施に関する学校(幼稚園等)の導入と、防災教習会実施の推進について」を作成。 ・2017年11月に、「協議会等の導入実績を示すよう、文部科学省と同日に通知文を発出。 ・2018年3月に防災カーネバーミュニケーション等を実施。 ・2018年6月に学校における水害経験訓練を支援するため、水害救助隊員による訓練実施方ガイドブックを作成。 ・2018年9月に都道府県管理河川に向け、「学校教習会を理解するためのスタートツール」及び、「学校関係者向けに水害によるリスク」を作成。 | 【国・都道府県管理河川】 ・文部科学省等との連携で都道府県管理河川担当課等にて「水防法又は土砂災害防止法等による土砂災害防止政策の徹底について」を作成。 ・2017年1月に、協議会等の導入実績を示すよう、文部科学省と同日に通知文を発出。 ・2018年3月に防災カーネバーミュニケーション等を実施。 ・2018年6月に学校における水害経験訓練を支援するため、水害救助隊員による訓練実施方ガイドブックを作成。 ・2018年9月に都道府県管理河川に向け、「学校教習会を理解するためのスタートツール」及び、「学校関係者向けに水害によるリスク」を作成。 | 【国・都道府県管理河川共通】 ・2015年出水期にて実施することが困難な学校に対しては、2016年度中に避難説明会を行成し、2020年度の年間計画に避難説明会及び避難説明会等による支援を実施とともに、先進的な事例については逃走金等の導入を活用し、両者。-避難説明会計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。-引き継ぎ、国の支援により作成した伝承計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 |
| ・連携訓練への地域住民の参加促進 | | 【国・都道府県管理河川】 ・連携訓練が実施して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を用いた住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、「これまでの実地状況や様々な工夫、今後の予定を流域会等の導で共有。 | 【下水道】 ・生活参加型の避難訓練等の好実績を収集し各自治体に共有するなど、流域会等の導で関係機関と連携して解決策等。 |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

| 実施する組織 | これまでの取組(2018年12月まで) | 2019年出水期までの取組 | 今後の進め方及び目標目標等 |
|-------------------------|---|---|---|
| ・共助の仕組みの活性化 | 【田・船運作委員会河川共済】 ・2019年1月に、自主防災組織、福祉団体等、水防団、水防協力団体等による連携会議が開催され、「2019年度「水防月間の実施方針」」を通知。 ・自主防災組織、福祉団体等による連携会議を実施。 ・市町村の防災組織や避難誘導等を含む訓練を実施。 ・市町村の消防部局だけではなく、高齢者福祉部局等に対する情報提供を受けるなどにより情報共享を実施。 ・市町村の消防部局から当直防護会等に属する情報提供を受けるなどして連携をとりまとめて公費負担する市町村の情報収集計画等の作成や避難訓練の実施などを実施。 【国管理河川】 ・各河川の防護堤防のパンフレット等を設置。流域全河川に流域包囲センター（マネジャー）と連携した水害からの高齢者への支援方針についての実施を終了。 ・流域包囲センター（マネジャー）と連携した水害からの高齢者への支援方針について取組の実施およびその状況を共有。 【国・都道府県管轄河川】 ・防護会等に地域包括支援センター（マネジャー）と連携した水害からの高齢者への支援方針に向けた取組の実施およびその状況を共有。 | 【国・都道府県管轄河川・河川共済】 ・自主防災組織、福祉団体等による連携会議を実施。 ・市町村の消防部局だけではなく、高齢者福祉部局等に対する情報提供を受けるなどして連携をとりまとめて公費負担する市町村の情報収集計画等の作成や避難訓練の実施などを実施。 【国・都道府県管轄河川】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。 | 【国・都道府県管轄河川・河川共済】 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水害・土砂災害リスク等による支援方法について検討。 【田・船運作委員会河川・砂防共済】 ・モデル地区を選定し、地域に精通した水害・土砂災害リスク等による支援方法について検討。 ・地域防災力の向上のための人材育成 |
| ・住民一人一人の連絡計画・情報マップの作成促進 | — | — | — |
| ・地域防災力の向上のための人材育成 | — | — | — |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

| これまでの取組(2018年12月まで) | 2019年出水期までの取組 | 今後の進め方及び検査目標等 | |
|-----------------------------------|---|---|--|
| <p>③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p> | <p>【国管型河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水資源管理43ダムのうち、ダム放流調整等の耐水化や改良等が必要な施設についても、2020年度までに対策を完了した。</p> <p>【都道府県管轄河川】 ・運行保管理43ダムのうち、ダム放流調整等の耐水化や改良等が整つたダム重要な施設については、定期検査の調査を実施し、調整が整つたダムから順次、対策を実施。</p> <p>【下水道】 ・2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下道路を有する約200か所で公団体において、水位監視下水道の設置を実施し、相当な被害を生ずるする所がある地区について、依次指揮。</p> <p>【畜舎】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年春までに、畜舎管理上重要な施設で久期的防護がどうぞうしてない施設がどうぞうして、久期的防護を実施するための改修等が実施される。</p> <p>【施設】 ・2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下道路を有する約200か所で公団体において、水位監視下水道の設置を実施し、相当な被害を生ずるする所がある地区について、依次指揮。</p> <p>【都道府県管轄河川】 ・都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水辺系における、水害リスクライン等の情報を発信し、水害リスクラインによる一般への水辺情報提供を開始。</p> <p>【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水辺系における、水害リスクライン等の情報を発信し、水害リスクラインによる一般への水辺情報提供を開始。</p> <p>【下水道】 ・2015年5月から、「水防法解改正」に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都道府県が行う講習会等を通じ、今後の水位閣下水道の指定に向けた協定書等を実施中。 ・2018年4月に水位閣下水道制度に関する技術資料(案)を公表済。</p> <p>【下水道】 ・2015年5月から、「水防法解改正」に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都道府県が行う講習会等を通じ、今後の水位閣下水道の指定に向けた協定書等を実施中。 ・2018年4月に水位閣下水道制度に関する技術資料(案)を公表済。</p> <p>【危機管理体制水位計】 ・危機管理体制水位計画面に基づいて、首次警戒を実施。係議会等の場を活用して、配管状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ、2018年までに約300箇所に設置、</p> <p>【河川監視用カメラ】 ・河川監視用カメラを運用する自治体を構成中。 【都道府県管轄河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約300箇所で設置済。</p> <p>【都道府県管轄河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約300箇所で設置済。</p> <p>【河川監視用カメラ】 ・河川監視用カメラを運用する自治体を構成中。 【国管型河川】 ・2015年関東・東北豪雨を受けた、国管型河川において、河川監視用カメラは設置箇所を増加し、洪水に対する警戒性が高くなる流れのある水文網開所において、機器を完備。</p> <p>【木文網開所の導電対策】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2016年度までに、浸水や停電により機能的な駆除・駆除ができないなる流れのある水文網開所において、機器を完備。</p> <p>【都道府県管轄河川】 ・都道府県管轄河川における800箇所</p> | <p>【国管型河川】 ・水害リスクが高いためにも関わらず、当面の間、上下流ノランプ等の駆除から堤防整備に至らない国管型河川区間に約87km実施。</p> <p>【河川監視用カメラ】 ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 ・機器等のハード対策</p> <p>【河川監視用カメラ】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの感知などの取り組みを順次着手。</p> | <p>【防災】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年春までに、土砂災害により沿岸等において、水害管理体制ハード対策等を実施。 ・都道府県管轄河川等約300箇所</p> <p>【防災】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの感知などの取り組みを順次着手。</p> |
| | | | |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

| 実施する施策 | これまでの取組(2018年12月まで) | 2019年出水期までの取組 | 今後の進め方及び目標目標等 | |
|---------------------------|---|--|--|---|
| ・必急的な避難場所の確保 | | | 【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への距離が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的で避難先を確保する必要のある地域において避難場所の整備。 ・新たに、市町村が避難場所の整備等を行う場合には、3か年緊急対策で学生する建設業者士を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。 | |
| ・河川防災ステーションの整備 | 【国管河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを58水系72河川97箇所整備。 【都道府県管河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。 | | 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるなどと ・新しいコードブックに記載されている防災開拓設営等を活用した緊急的 な避難先の事例を収集し、調査内容や協定の締結方法等について検 討会の場等を通じて情報提供。 | |
| (3) 情報収集の取組 | | | 【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所の周辺警戒及び水防資機材の点検、整備などを含む 「水防月間の実施」を毎年出水期前に通知。 【国管河川】 ・2015年10月に、各地方警備隊へ重要水防箇所の点検・見直しなどを 含む「平成27年1月開幕・東北豪雨を受けた『運営を促す緊急行動』」 の実施について周知。 | |
| ・重要な水防箇所の見直し及び水防資機材の整備 | | 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深め る目的を含む水防月間を実施。 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動による影響を考慮。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防月間の活動状況を提 交するホームページに掲載し、水防活動の一覧、代表事例を国土 交通省のホームページに掲載し、水防活動を行なうとともに、水防団員募集を PURLにポスター、リーフレットを作成・配布。また、政府広報にて水防に關す る広報について、近年の水害を踏まえ水防活動・調整・米袋 ボーナルの取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防 ボーナル」の運用を開始。 | 【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年2月に水防月間の意義を含む 「重要水防箇所や水防活動等について河川管理者と水防活動に關 わる関係者(水防活動に係る委託業者を含む)」が共同して底線を実 施。 | |
| (3) 水防体制に關する取組 | | | 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深め る目的を含む水防月間を実施。 ・毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の意見を深 める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ水防活動を 実施・調整し、水防活動の実施を図る。 ・2018年4月に、水防月間の記者発表を行なうとともに、水防団員募集を PURLにポスター、リーフレットを作成・配布。また、政府広報にて水防に關す る広報について、近年の水害を踏まえ水防活動・調整・米袋 ボーナルの取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防 ボーナル」の運用を開始。 | 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年2月に水防月間の意義を含む 「重要水防箇所や水防活動等について河川管理者と水防活動に關 わる関係者(水防活動に係る委託業者を含む)」が共同して底線を実 施。 |
| ・水防に關する広報の充実(水防団員確保に係る取組) | | | 【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団員の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実 施・多様な訓練指導、水防団員の参加により、より実践的な水防訓練とな るよう、訓練内容について正年の水害を踏まえ検討、調整をして実 施。 | 【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き各種な開催場所開催。 ・訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整を改善を図り つつ実施。 |
| ・水防訓練の充実 | | | 【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年8月に、「民間事業者の水防活動への参画の促進について」を 通知書。 ・2018年3月に、「令出水期における水防活動等の体制について」を 通知書。関係石膏で連絡・協力した水防活動の検討を実施。 ・2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進 及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2018年度「水防月間 の実施」を通知。 | 【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期における水防活動等を関係者間で振り返り、改善点の確認及 び来年度の検討を実施するよう通知し、2018年2月までに結果を実 施。 ・2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進 及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間 の実施」を通知。 |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

| 実施する施策 | これまでの実績(2018年12月まで) | 2019年出水期までの取組 | 今後の進め方及び目標目標 |
|---|---|--|---|
| (2)多様な主体による地震対応が策に図る事項 | | | |
| 市町村行舎や災害配点網前等の施設制作者への情報利活用の充実 | 【国・都道府県管轄河川共通】 「協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村行舎や災害拠点網前等に関する情報等を共有し、各都道府県管理者等に対する該区域全体の情報体制・方法について検討。」 | 【国・都道府県管轄河川共通】 「協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村行舎や災害拠点網前等に関する情報等を共有し、各都道府県管理者等に対する該区域全体の情報体制・方法について検討。」 | |
| ・市町村行舎や災害拠点網前等の施設制作者への情報利活用の充実 ・災害対応体制・方法について検討。 | 【国・都道府県管轄河川共通】 「協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村行舎や災害拠点網前等の機能性等に関する情報や耐火化・非常用避難等の緊急時の実情況況・今後の予定に関する情報を共有。」 | 【国・都道府県管轄河川共通】 「協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村行舎や災害拠点網前等の機能性等に関する情報や耐火化・非常用避難等の緊急時の実情況況・今後の予定に関する情報を共有。」 | 【国・都道府県管轄河川共通】 「協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村行舎や災害拠点網前等の機能性等に関する情報や耐火化・非常用避難等の緊急時の実情況況・今後の予定に関する情報を共有。」 |
| ・早期復旧を支援する事前の準備 | 【国・都道府県管轄河川共通】 「PM企業等の水害対応担当BCP策定の参考」 止に向かた取組事例集」を作成・公表。 | 【国・都道府県管轄河川共通】 「2018年の緊急が発生を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ・全天候型ドローン>約30台 ・海上・水中レーザードローン>約10台 | 【国・都道府県管轄河川共通】 「2018年の緊急が発生を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ・全天候型ドローン>約30台 ・海上・水中レーザードローン>約10台 |
| (4)氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 | | | |
| ・排水施設、排水資機材の運用方法の改修 | 【国管理河川】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業手順計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。 | 【国管理河川】 ・各水系で性能評みの排水作業手順計画の代表的な事例について、 排水会等の場において共有。 | 【国管理河川】 ・各水系で性能評みの排水作業手順計画の代表的な事例について、 排水会等の場において共有。 |
| ・排水設備の耐水性の強化 | 【下水道・国管理河川】 ・浸水による機能停止リスクが無い新所において、リスク低減策の検討や既旧資材の取扱い等について共有。 | 【下水道・国管理河川】 ・2018年の排水系統を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約10箇所(水路施設の設置率半成の新設の前水路施設約20箇所)について、排水機能停止リスク低減策を整ね完了。 | 【下水道・国管理河川】 ・2018年の排水系統を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約10箇所(水路施設の設置率半成の新設の前水路施設約20箇所)について、排水機能停止リスク低減策を整ね完了。 |
| ・浸水被害軽減地区的指定 | 【国・都道府県管轄河川共通】 ・水防管理者へ見送りシミュレーション結果や地形情報等が未提供の地図について、これらの情報を提供。 ・ミニマリゼーション結果や地形情報等の提供を継次実施。 | 【国・都道府県管轄河川・砂防】 【国管理河川・砂防】 ・2018年の緊急が発生を踏まえ、2019年までに全国の災害活動拠点施設となる事業者所及び事業者所をつなぐ重要な通信中継施設(OCN機器局等)の導入・運営機器の整備等を2019年に実施。 | 【国・都道府県管轄河川・砂防】 【国管理河川】 ・2018年の緊急が発生を踏まえ、2019年までに全国の災害活動拠点施設となる事業者所及び事業者所をつなぐ重要な通信中継施設(OCN機器局等)の導入・運営機器の整備等を2019年に実施。 |
| ・市舎等の防災拠点の強化 | | | |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画_販組一覧

| 実施する施策等 | これまでの取組(2018年12月まで) | 2019年出水期までの取組 | 今後の進め方及び数値目標等 |
|-------------|---|--|--|
| (5)防災施設の整備等 | <p>【国・都道府県管理河川共通】 「平成27年箇東・東北豪雨を基けて定めた『洪水氾濫を未然に防ぐ対策』」 ・流域約200kmの内、2018年3月までに約28km実施。 【都道府県管理河川】 ・平成29年の中小河川緊急治水対策プロジェクトで始めた「河川の氾濫防止対策」約400河川の内、2018年9月までに約270河川で堤内地盤手当。</p> <p>・本川と支川の合流部等の対策 —</p> | <p>【国・都道府県管理河川共通】 「2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に基水深が深く特に多数の命や財産等が生じる恐れのある区間に基づいて、複数の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の元気防止対策約300kmで実施。」</p> | <p>【国・都道府県管理河川共通】 「2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が高い等の区間に基づいて、複数・複数土木等に起因した氾濫の危険性を最も解消。 ・都道府県管理河川へ約140河川 ・都道府県管理河川へ約70河川 <都道府県管理河川本>へ約50河川</p> |
| | <p>【国・都道府県管理河川共通】 「都道府県会等の場において、堤防外堀が発生した場合に堤水深が深く、複数の命や財産等が生じる恐れのある区間にについてリスク情報等を共有。」</p> <p>—</p> | <p>【国・都道府県管理河川共通】 「都道府県会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間にについてリスク情報を共有して実施すべき箇所や建設発生土・砂埃木の処理・活用方法、対策費の概算的な経済性について検討・調整。 ・河床改修等の整備着手のあり方にについて検討・調整。</p> | <p>【防災】 ・多数の豪雨や重要な施設の土砂・泥水の流出による被害を防止するための堤防整備等を2020年度までに約800河川で整備。</p> |
| | <p>【防災】 ・土砂や土砂の影響への対策 ・多数の豪雨や重要な施設等の保全対策 —</p> | <p>【防災】 ・土砂・泥水の流出等を約500河川のうち、約5割で現地着手。 —</p> <p>・土砂・泥水への対策 ・土砂・泥水氾濫への対策</p> | <p>【防災】 ・多数の豪雨や重要な施設の土砂・泥水の流出による被害を防止するための堤防整備等を2020年度までに約800河川で整備。</p> |
| | | <p>【国・都道府県管理河川共通】 「2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・泥水泛濫により発生する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約40箇所(除外)・整備困難箇所等の整備と河川改修等が進捗した効率的な対策を実施す。」</p> <p>—</p> | <p>【国・都道府県管理河川共通】 「2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るためにダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的に対策を実施し実施。 ・都道府県管理河川へ約20ダム ・都道府県管理河川へ約10ダム ・ダム再生ビジョン及びダム再生ガーディアンを踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の確保等の施設改修によるダム再生事業を実施す。」</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 「2018年に月にダム再生の計画変更等と調整を行い、開発が終ったダムから貢献運用を開始。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 「ダムの柔軟な運用については、関係機関等と調整を行い、開発がダムで調洪機能等と調整や統合を行い、調整が整ったダムから貢献運用を開始。 ・水系ごとの治水上・治水上の課題の検討や、ダムの建設改良の候補箇所の全国的な調整等、具体的な箇所等の検討を行うなど、相談改修等によるダム再生を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に發揮させるため、貯下能力の不足によりダムからの放流の制約となる区間の河川改修を推進。</p> |

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策

これまでの取組(2018年12月まで)

| | 2019年出水期までの取組 | 今後の進め方及び検討目標等 |
|--|--|---|
| 「国管理河川(高規格堤防実施区間)」 ・治川の地方公共団体や民間事業者との情報交換を十分に行い、 高規格堤防の整備とその共同事業による協調的な運営が実現され るため、市役所など命や財貨上重要な施設の浸水が想定される 約200箇所(地盤調査済み)の堤防を重点的に、近年の主要降雨時に より重要な堤防の漏水被害を防止修復するため、雨水排水施設の整備 や町川改修工事の対象を幅広げ、予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水防除方法を 関係機関で確実に実現し、順次実施。 | 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・2019年度までに、近主、湯水流域が高規格堤防実施区間となり、市役所など命や財貨上重要な施設の浸水が想定される約200箇所(地盤調査済み)の堤防を重点的に、近年の主要降雨時により重要な堤防の漏水被害を防止修復するため、雨水排水施設の整備や町川改修工事の対象を幅広げ、予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水防除方法を関係機関で確実に実現し、順次実施。 | 【下水道】 ・2020年度までに、老朽化した水道管理者において、水害時ににおけるBCPの作成を実施。 ・運がリスクがある販売店や災害発生時における漏水被害の防止・軽減の支援を推進。 【防災】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフレーションの発生する危険性が最も高い箇所のうち緊急性の高い30箇所において、インフラ(パイプ等)への着しい被害を防止するための整備の整備等の対策を確実に実施。 |
| 「国管理河川(高規格堤防実施区間)」 ・治川の地方公共団体や民間事業者に対して、新たに創設した地盤 充て向けて段階的に行うとともに、高規格堤防の整備の推進に向けて調整。 ・河川・下水道の各主体が連携して実施すべき対応について検討・調 査。 | 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・2017年度末までに、ほぼ全ての下水道BCP策定マニュアル2017年版(地震・津波編)を 決定し、プランアップを推進。 ・2018年3月末時点における都道府県水害対策造成率は約58%。 | 【下水道】 ・小倉版のBCP策定マニュアルの作成に着手し、点検項目等を整理し 情報提供。 ・過去水害に際する取組の好事例を収集し、地方公共団体へ情報提供 することと共に、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助 け手を実施。 【防災】 ・2019年の緊急点検を踏まえ、2020年度までにゼロメートル地点ま たは重要な貯留地を有する前件のうち、堤防が低い箇所の漏水被害 能等が不足し、早期に対策の効果をあげられる緊急性の高い約30 箇所において、堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等を 実施。 |
| ・重要インフラの機能確保 | | <橋門や水門等の無駆動力化・遮断操作化等の推進> 【国・都道府県管理河川】 ・本流支流水系の高い危険等において、水門等の自動化・遮断操作 化を順次実施。 【国管理河川】 ・ブリッピング等の無駆動化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順 次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・市町村以外で操作装置が可能な団体について機材を実施。 <稼働状況の監視の運用体制確保> 【国管理河川】 ・市町村の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模堤防が発生 し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えて、予備発電機 の運転可能な体制等の緊急対策を実施。 【国管理河川】 ・都道府県、河川における無駆動化の推進に てを作成。 |
| | | <橋門や水門等の無駆動力化・遮断操作化等の推進> 【国・都道府県管理河川】 ・市町村の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模堤防が発生 し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えて、予備発電機 の運転可能な体制等の緊急対策を実施。 【国管理河川】 ・都道府県、河川における無駆動化の推進に てを作成。 |

